

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和4年4月1日現在)

商 品 名	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 愛称：J A伊勢夢倶楽部定期貯金
ご利用いただける方	・夢倶楽部の会員の方
期 間	・定型方式 1年（非自動継続）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1,000円以上1,000,000円以下 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に0.25%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・スーパー定期貯金の店頭表示金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。また、窓口にお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融共済部（電話：0596-62-1123）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター （電話：052-203-1777）

	民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A伊勢